

# 令和2年度 第9回庁議要旨

日時：令和2年8月4日（火）

午前8時55分～午前9時30分

会場：防災センター

## [審議事項]

### 1 石巻市SDGs推進本部の設置について（復興政策部）

将来にわたって活力ある地域社会の実現に向けた取組を推進するため、SDGs達成に資する先進的、かつ、経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的な取組をSDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業として提案し、7月17日付けでSDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業として選定された。

SDGsの達成に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制を構築するもの。

#### (1) 主な内容

SDGsの達成に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、石巻市SDGs推進本部を設置する。

##### ① 所掌事項

- ア SDGsの理念の普及に関すること
- イ SDGs未来都市計画の策定及び変更に関すること
- ウ SDGs未来都市計画の推進及び進捗管理に関すること
- エ 前3号に掲げるもののほか、SDGsの達成に向けた取組の推進に必要なこと

##### ② 組織

- ア 推進本部
- イ 幹事会

※詳細は、その他「SDGs推進体制図」のとおり。

#### (2) 今後の予定

- |      |       |                     |
|------|-------|---------------------|
| 令和2年 | 8月初旬  | 石巻市SDGs推進本部設置要綱の制定  |
|      | 8月18日 | 第1回石巻市SDGs推進本部幹事会開催 |
|      | 21日   | 第1回石巻市SDGs推進本部開催    |

### 2 町の区域を新たに画すること及び住居表示の廃止について（上釜南部地区）（復興政策部）

石巻市上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業により、区域内の道路が新たに整備されたことから、道路の形状に合わせ、町界の変更及び住居表示の変更が必要となった。

土地区画整理事業により整備された土地の形状に合わせて、町の区域を新たに画するとともに、住居表示を廃止し、地番を整理することにより分かりやすい住所に変更し、住民の利便性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

上釜南部地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わったことにより、下記のとおり町の区域を新たに画するものである。

なお、この地区は住居表示実施区域であるが、新町名を付け地番の整理を行うことにより、分かりやすい住所になるため、住居表示は廃止することとする。

新たに画する町名	左の区域に包含される区域
	町・字名
<small>しんだてみなみ</small> 新館南	新館二丁目、中屋敷二丁目、門脇字中島、門脇字鷺塚、中島町、重吉町の各一部
<small>うらやしきみなみ</small> 浦屋敷南	中屋敷二丁目、門脇字浦屋敷、門脇字捨喰、門脇字鷺塚、門脇字下鷺塚、重吉町の各一部
<small>みょうじんみなみ</small> 明神南	門脇字捨喰、門脇字明神、門脇字鷺塚、門脇字下鷺塚、重吉町の各一部

(2) 今後の予定

令和 2年9月 市議会第3回定例会に「町の区域を新たに画すること」及び「住居表示実施区域の変更」について議案を提出

令和 3年1月 街区符号及び住居番号の廃止の告示  
住民への説明

3月 新住所の施行（区画整理換地処分と同日とする。）

3 （仮称）石巻市健康づくりパーク（パークゴルフ場）の設置について（健康部）

東日本大震災の津波被害により災害危険区域の指定を受けた低平地の土地利用に関して、雄勝、北上、牡鹿地区において、地元管理による広場等の整備への住民要望の高まりを受けて、地域住民の健康増進とコミュニティの醸成を目的とした土地利用を目指すこととなった。

渡波地区においても地元住民が気軽に運動できる施設整備の要望が寄せられていた。

また、河川敷の有効活用について河北地区において検討が進められていた。

低平地等の有効活用として、河北、雄勝、北上、牡鹿地区及び渡波地区にパークゴルフができる健康づくりパークを整備し、地元住民の施設管理により高齢者等の健康増進や地域コミュニティの一体感の醸成を図る。

(1) 主な内容

(仮称) 石巻市健康づくりパークを以下のとおり設置する。

① 施設の所在等

名称	所在地	整備概要	備考
(仮称) 石巻市渡波地区健康づくりパーク	石巻市渡波字浜曾根山地内	39,000 m <sup>2</sup> 27 ホール	渡波中・女子商公共用地跡地
(仮称) 石巻市河北地区健康づくりパーク	石巻市中島字川前畑一番地先河川敷	12,000 m <sup>2</sup> 18 ホール	北上川河川敷(左岸堤防敷)
(仮称) 石巻市雄勝地区健康づくりパーク	石巻市雄勝町雄勝字味噌作地内	16,000 m <sup>2</sup> 18 ホール	低平地 災害危険区域
(仮称) 石巻市北上地区健康づくりパーク	石巻市北上町十三浜字菖蒲田地内	22,000 m <sup>2</sup> 18 ホール	低平地 災害危険区域
(仮称) 石巻市牡鹿地区健康づくりパーク	石巻市鮎川浜湊川地内	20,000 m <sup>2</sup> 18 ホール	低平地 災害危険区域

② 運営方法

- ア 管理運営 公園愛護会方式による地元利用者団体等への一部業務委託を想定
- イ 利用期間 1年を通じて利用できる。
- ウ 使用料 無料

(2) 今後の予定

- 令和2年 9月 市議会第3回定例会に(仮称)石巻市健康づくりパーク設置条例の制定について提案  
施行日は規則で定める  
※水明地区は、今後追加提案予定  
河北地区実施設計予定
- 令和2年10月 渡波地区用地取得申請予定(林野庁)
- 令和2年11月 雄勝、北上、牡鹿地区整備工事予定
- 令和3年10月 雄勝、北上、牡鹿地区供用開始予定
- 令和4年 4月 河北地区供用開始予定

4 石巻市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金の設置について(産業部)

本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者に対する融資利子補給事業を実施しているが、利子補給事業に充当される場合は、基金の積み立てが同交付金の対象として認められることになった。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本市の融資利子補給事業は、3年間の利子補給を行うものであるが、交付金を基金に積み立て、毎年度基金を取り崩しながら、事業を実施していくため、基金を設置する。

(1) 主な内容

石巻市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例を制定し、以下の事項を規定する。

① 基金の設置目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に必要な資金を積み立てるため、石巻市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金を設置する。

② 積み立てる額

当該年度の予算で定める額の範囲内の額

③ 基金に属する現金の管理

金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理する。

④ 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

⑤ 基金の処分

基金の設置目的を達成するために必要な事業を行う財源に充てる場合に限り処分。

⑥ 繰替運用

財政上必要がある場合、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できる。

⑦ 市長への委任

条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 今後の予定

令和2年9月 市議会第3回定例会に、石巻市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例案及び補正予算案について提案（公布の日から施行）

5 石巻市大川コミュニティセンターの設置について（河北総合支所・復興政策部）

大川地区（福地～尾崎）は、東日本大震災により甚大な被害を受け、広域的な地域コミュニティの中心地でもあった大川小・中学校をはじめ、河北農林漁業者トレーニングセンターや福地体育研修センターといったスポーツ振興施設（屋内運動施設）を失った。

釜谷地区以東（針岡河川沿い、釜谷、長面、尾崎）は津波被害のほか、地盤沈下等の影響が大きく、住宅地としての機能は二子地区などに移転するものの、福地、針岡内陸部、釜谷内陸部は震災前と同じコミュニティ活動が継続されることから、新たな大川地区の広域拠点として、スポーツ振興施設としても活用できる石巻市大川コミュニティセンターの整備を進めている。

大川地区住民や元住民の交流の場として、また、祭事やスポーツ振興の拠点として石巻市大川コミュニティセンターを設置することにより、地域コミュニティの再生および活性化に寄与するもの。

(1) 主な内容

① 名 称：石巻市大川コミュニティセンター

② 所 在 地：石巻市福地字通ヶ崎18番地

③ 施設概要：木造平家建 延べ床面積597.69㎡  
体育館・会議室・調理室等

④ 使 途：コミュニティ行事、スポーツ・レクリエーション、地区会議、地区公民館活動等

## ⑤ 運営方法

ア 管理運営 指定管理者による管理を予定とする。

イ 施設利用料（案）

区分	面積	使用料
体育館	365.64 m <sup>2</sup>	1時間につき 1,000円
ミーティングルーム1	24.88 m <sup>2</sup>	1時間につき 400円
ミーティングルーム2	24.88 m <sup>2</sup>	1時間につき 400円
調理室	22.04 m <sup>2</sup>	1時間につき 400円
冷暖房料		1室1時間につき 200円

## ⑥ 参 考

- ・令和2年6月末日時点での地域の状況 世帯数：319世帯、人口：811人
- ・石巻市大川コミュニティセンターの利用見込人数 年間2500人
- ・既存組織である大川復興協議会とこれまで設置等につき検討してきたが、復興事業の完了に併せ解散する予定であり、新たに（仮称）大川地区振興会を8月末までに設立し、指定管理者として指定することで調整中である。

### (2) 今後の予定

令和2年 9月 市議会第3回定例会に石巻市コミュニティセンター条例の一部改正について提案（令和3年4月1日施行予定）

12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定について提案

令和3年 1月 建設工事完了

3月 指定管理者に係る基本協定の締結

4月 指定管理者に係る年度協定の締結

供用開始

### [報告事項]

#### 1 新型コロナウイルス感染症にかかる消毒支援事業の実施について（健康部）

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、自粛要請が緩和されたが、新型コロナウイルスの感染者は増加傾向にある。

このような状況の中で、7月3日には、本市でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことから、事業者の感染拡大防止対策及び事業の早期再開を支援する必要がある。

本事業を実施することにより、市内の新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るとともに、事業者の早期再開を支援する。

#### (1) 主な内容

##### 【石巻市新型コロナウイルス感染症に係る消毒支援補助金の概要】

新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった事業者で、店舗等の消毒を実施した場合に要する経費に対して補助を行う。

① 補助事業対象者

店舗、事務所、工場、作業所等（以下「店舗等」という。）を営んでいる法人又は個人事業主で、次のいずれにも該当する者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項に規定する大企業者を除く。）

ア 市内の店舗等において、新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった事業者で、地域保健法に規定する保健所の指導により当該事業所の消毒を実施した者

イ 新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった日から概ね1週間以内に店舗等の消毒を実施した者

② 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症に係る消毒の実施に要した経費

※本助成制度と同様の他の助成制度等を適用した場合には、その額を除いた金額が対象

③ 補助金額

1事業者につき上限30万円（対象事業費の1/2）

④ 申請期間

要綱施行日から令和3年3月31日

(2) 今後の予定

令和2年8月 石巻市新型コロナウイルス感染症に係る消毒支援事業補助金交付要綱の制定  
（告示の日から施行、令和2年7月3日以降の消毒事業から遡及適用）

市ホームページ等により周知

補助金申請受付開始

補助金交付開始

## 2 共同住宅の省エネ性能評価に関する申請手数料算定方法の見直しについて（建設部）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正により、戸建住宅・小規模建築物の省エネ性能評価が令和3年度から必要となり評価対象が増加するのに伴って、事務の効率化を図るために従来の評価方法に加えて新たな簡易評価方法が規定されたことを受け、石巻市手数料条例に定める共同住宅の省エネ性能評価に関する申請手数料算定方法の見直しが必要となった。

省エネ性能の基準に応じた適切な手数料の徴収を行う。

(1) 主な内容

① 建築物省エネ法に基づく見直し

ア 共同住宅の共用部分を除いた評価方法の追加（※建築物省エネ法第29条・第36条の申請に適用）

共同住宅の共用部分を除いて評価計算が行えるようになったため、手数料の算定から共用部分を除くことができることとする。共用部分を面積換算で除くため、算定方法を現行の「住戸数」から「床面積」に変更する。

イ 共同住宅の評価方法の簡素化（※建築物省エネ法第36条の申請のみに適用）

共同住宅の評価計算において、住戸毎に計算していたものをフロア毎に行えるようになったため、算定方法を現行の「住戸数」から「床面積」に変更する。

表1 建築物省エネ法第29条による申請手数料表

改正後	現行	手数料（変更無し）	
		認定申請に係る手数料	変更認定申請に係る手数料
建築物の床面積合計	建築物の住戸数		
$A \leq 300 \text{ m}^2$	5戸以内のもの	65,200円	32,600円
$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	6戸を超え、15戸以内のもの	108,000円	54,000円
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	16戸を超え、45戸以内のもの	185,000円	92,500円
$5,000 \text{ m}^2 < A$	46戸を超えるもの	266,000円	133,000円

表2 建築物省エネ法第36条による申請手数料表

改正後	現行	手数料（変更無し）
建築物の床面積合計	建築物の住戸数	
$A \leq 300 \text{ m}^2$	5戸以内のもの	31,000円
$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	6戸を超え、15戸以内のもの	53,800円
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	16戸を超え、45戸以内のもの	97,500円
$5,000 \text{ m}^2 < A$	46戸を超えるもの	147,000円

（認定による効果）

- ・ 第29条：建築基準法の緩和が受けられる。
- ・ 第36条：基準認定の表示が可能になる。※建築基準法の緩和は無い。

② 都市の低炭素化の促進に関する法（以下「低炭素法」という。）に基づく見直し

低炭素法の省エネ性能評価の認定基準は、建築物省エネ法の評価方法を準用しているため、上記①アと同様に、共用部分を除いて評価計算が行えるようになり、それに伴い、手数料の算定から共用部分を除くことができることとする。なお、申請手数料表の変更は無い。

（認定による効果）

- ・ 税制上（住宅ローン減税、所得税、登録免許税）の優遇措置を受ける事ができる。

(2) 今後の予定

令和2年9月 市議会第3回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和2年10月1日）

令和3年5月 建築物省エネ法の一部を改正する法律の全面施行

3 石巻市立高等学校の入学選抜手数料の免除について（教育委員会）

石巻市立高等学校の入学選抜手数料及び入学金の免除については、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学選抜手数料等の特例に関する規則において、震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、徴収期限を変更し、又は免除することができるものと規定しており、令和2年度入学まで毎年度実施してきた。

今般、県立学校において、令和2年度中の入学選抜試験手数料まで免除ができるよう定めたことから、本市市立高等学校においても同様の取扱いとするもの。

(1) 主な内容

東日本大震災により被災した生徒の入学者選抜手数料及び入学金の免除について、令和3年度の市立高等学校入学者においては次のとおり実施する。

【免除内容】

- ・令和2年度中に実施される入学者選抜手数料（令和3年3月実施の入学者選抜手数料）

(2) 今後の予定

- 令和2年 9月 市議会第3回定例会に石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部改正について提案（公布の日から施行予定）
- 10月 宮城県公立高等学校入学者選抜事務通知（市立中学・高等学校へ）  
※入学者選抜手数料免除について周知
- 令和3年3月 4日 令和3年度入学者選抜  
3月16日 合格発表  
3月25日 入学説明会

4 令和3年石巻市成人式について（教育委員会）

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

(1) 主な内容

① 日程及び会場

令和2年6月30日現在（人）

日 時	地 区	会 場	対象者数
令和3年1月5日（火）午後2時	桃 生	桃生公民館文化ホール	60
令和3年1月10日（日）午前11時	河 南	遊楽館かなんホール	158
令和3年1月10日（日）午前11時	北 上	北上小学校体育館	20
令和3年1月10日（日） ① 午後1時 ② 午後3時	石 巻	石巻専修大学体育館	960
令和3年1月10日（日）午後2時	河 北	河北総合センター文化交流ホール	81
令和3年1月10日（日）午後2時	雄 勝	雄勝小・中学校多目的ホール	5
令和3年1月10日（日）午後2時	牡 鹿	牡鹿保健福祉センター多目的ホール	13
2日程	7会場		1,297

令和2年6月30日現在対象者数内訳（住民登録者）（人）

地 区	男	女	計
石 巻	483	477	960
河 北	38	43	81
雄 勝	5	0	5
河 南	80	78	158
桃 生	25	35	60
北 上	8	12	20
牡 鹿	7	6	13
計	646	651	1,297

## ② 開催内容

### ア 対象者について

平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者(外国人も含む)。又は、就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者。

### イ 会場について

毎年1月に7地区(旧市町単位)で開催。

### ウ 石巻地区について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回に分けて開催する。

(中学校ごとに指定する予定)

祝賀演奏と実行委員アトラクションは、行わない予定。

## (2) 今後の予定

令和2年 9月 市報いしのまき9月1日号へ掲載予定

10月～ 実行委員会開催

12月 案内通知(はがき)発送予定

・石巻地区分 12月5日頃発送予定

・他6地区分 12月5日頃6公民館に引き渡し予定

## 【その他】

特に無し

以上